

事務連絡
令和5年5月18日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為研修の修了者に関する医師との協働の事例集
周知のお願い（周知依頼）

看護行政の推進につきましては、平素より格別のご協力とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）において、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されております。現在、本制度創設から7年が経過し、360の指定研修機関において、6,875名が特定行為研修を修了し、全国の医療現場等でご活躍いただいているところです。

本制度の効果的な推進に向け、今般、令和4年度厚生労働省補助事業「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業」において、特定行為研修修了者の効果的な配置と活動を推進することを目的に、医師及び医療機関の管理者を対象とした特定行為研修修了者と医師との協働の事例を紹介する事例集を作成しました。

つきましては、添付の事例集について、医療機関等に対する周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

- ・厚生労働省 ホームページ：特定行為に係る看護師の研修制度事例集「看護師の特定行為研修の修了者に関する医師との協働の事例集」
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33053.html

担当 厚生労働省医政局看護課 看護サービス推進室 電話(代表)03-5253-1111 専門官 羽田 忍 (内線4179) 係長 松田 咲野 (内線4176)
--